



# 宮田町 501 通信

発行所 川崎光一社会保険労務士事務所 宮崎市宮田町 4-6 専門店会会館 2 F  
労働保険事務組合 宮崎総合保険協会 HP-address <http://www.sr-k.co.jp>  
TEL 0985-29-5881 Fax 0985-29-5542 E-mail [kawasaki@sr-k.co.jp](mailto:kawasaki@sr-k.co.jp)

## 宮崎県の最低賃金が646円になりました。

宮崎県の最低賃金が平成23年11月2日より、642円から4円引き上げられ、  
646円（時間額）になりました。尚、鹿児島県は647円（平成23年10月29日から）、  
熊本県は647円（平成23年10月20日から）となります。

## 中小企業事業主のための労働条件管理改善セミナーについて

平成23年11月17日に『ニューウェルシティ宮崎』で開催されます。  
参加ご希望の方は、別紙申込書よりお申し込み下さい。

## 中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金について

時給800円未満の事業所で最も低い時間給を4年以内に800円以上にするために、  
設備・器具等を導入した経費の2分の1（上限100万円）を補助する制度です。  
別紙のチラシを参照していただき、該当する事業所様がありましたら、当事務所まで  
ご相談下さい。

今後メール配信を考えております。メールアドレスをお持ちで、まだご登録がお済みでない方はぜひ、ご連絡をお願いします。メール配信可能な事業所様には、当通信を送信いたします。



# 中小企業事業主のための 労働条件管理改善セミナー

主催：宮崎県社会保険労務士会  
後援：宮崎労働局

日時：平成23年11月17日(木) 13:30～16:00 (受付 13:00～)

会場：ニューウェルシティ宮崎 2F「霧島の間」

宮崎市宮崎駅東 1-2-8 TEL 0985-23-3311

定員：120名 (お早めにお申込み下さい)

受講は無料です

時間	講師等	テーマ・内容等
13:30～13:35	宮崎県社会保険労務士会会長	主催者あいさつ
13:35～13:45	宮崎労働局労働基準部長	中小企業相談支援事業のポイント
13:45～14:45	宮崎産業経営大学教授 眞嶋 一郎 氏	「東日本大震災後の経済環境と企業経営」
15:00～16:00	宮崎県社会保険労務士会会員 金丸 憲史 氏	「これからの中小企業経営を支える 人材確保策」

※ 裏面もご覧下さい。

お問い合わせ・お申し込み先：

**宮崎県社会保険労務士会 (☎0985-20-8160)**

(宮崎市大和町 83-2 鯨島ビル1F)

● 下記事項をご記入(3名まで書けます)の上、FAXでお申込み下さい。

《社労士会セミナー申込書》

FAX 送信先:0985-60-3870

貴社名			
部署名・役職			
お名前			
電話番号			

※ ご記入いただいた個人情報は、このセミナー参加に関する手続きのみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。【宮崎県社会保険労務士会】

## ◇ 講師紹介 ◇

### 眞嶋 一郎 氏：宮崎産業経営大学教授

東京都出身。明治学院大学経済学部卒業。

昭和38年 日刊工業新聞社に入社。記者、雑誌編集長、情報統括本部副本部長などを歴任。

平成6年 宮崎産業経営大学経営学部教授に就任。同大学経営学部長兼産業情報研究所所長などを歴任。

[専門分野] 企業経営管理分野・生産管理分野・人事管理分野

[学会活動] 日本経営学会、日本生産管理学会（元理事）所属

公職等は、宮崎労働局労使紛争調整委員長、宮崎県最低賃金審議会会長（平成23年3月まで）、宮崎県行政改革懇談会委員、宮崎県大規模小売店舗立地審議会会長などを務めている。

### 金丸 憲史 氏：特定社会保険労務士（宮崎県社会保険労務士会会員）

宮崎市出身。近畿大学法学部卒業。

昭和56年 社会保険労務士業開業。平成19年 特定社会保険労務士付記。

現在、社会保険労務士法人金丸労務管理事務所所長。県内外の中小企業、各種団体・行政機関等において人事労務の相談指導、診断調査、立会、監査及び講演等に携わる。

公職等は、宮崎県労働委員会公益委員、(独)中小企業基盤整備機構 中小企業大学校人吉校人材支援アドバイザーなどを務めている。なお、「中小・中堅企業の人事労務革新」等の著書がある。

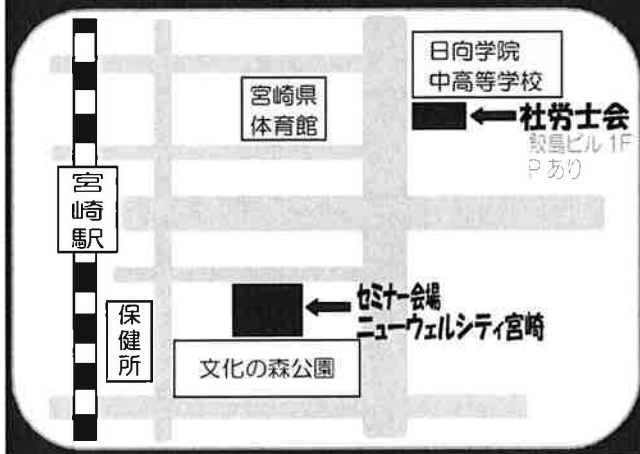
### 【宮崎県社労士会セミナー開催の主旨】

昨年6月第4回雇用戦略対話（政労使合意）により、2020年度までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円を目指すこと」とし、中小企業に対する支援等について、「円滑な目標達成を支援する為、最も影響を受ける中小企業に対する支援」を講じることとされました。この合意に基づく最低賃金の引上げを行うためには、生産性向上等の経営改善を通じて賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の見直しを図ることが課題となります。そのために、宮崎県社会保険労務士会では、今年度、厚生労働省委託事業の中小企業相談支援事業（最低賃金総合相談支援センター）を実施しています。この課題に取り組む中小企業への支援策として経営面と労働面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口を整備し、中小企業庁における生産性向上等の経営改善に向けた支援事業と連携を図りながら実施するものです。

このセミナーは、上記の主旨を踏まえた労働条件管理改善、職場環境の改善、人事制度の見直し、採用、人材の活用及び雇用・労働関係助成金等に関する幅広い内容となっております。

よって、中小企業事業主及び人事・労務担当の方々には、本セミナーに是非ご参加いただき、今後における企業成長を担う人材の確保に取り組んでいただければ幸いです。

### 【セミナー会場及び宮崎県社労士会案内図】



### 【宮崎県最低賃金総合相談支援センター案内】

宮崎県社会保険労務士会では、事務局内に「宮崎県最低賃金総合相談支援センター」を開設、土・日・祝祭日を除き（平成24年3月末迄）賃金制度・労働時間制度・労働安全衛生管理及び労働諸問題、雇用・労働関係助成金等のご相談を無料でお受けしています。

併せて、労使双方の相談ごと等に対応するため「総合労働相談所」並びに「労働紛争解決センター宮崎」を開設しております。

お気軽にご活用下さい。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

# 業務改善助成金のご案内

時給800円未満の従業員を  
雇用する社長さん！  
賃金と業務の改善を国が応援！  
まずは相談を！！



ご存知  
ですか？







# 支給手続き



## 支給の要件

### ①賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、実施すること。

※1年当たりの賃金引上げ額を就業規則等で明記し、40円以上とすること。

### ②業務改善計画

申請年度の業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

## 支給額

上記業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)

※賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限り。

## お問い合わせ・申請先

お問い合わせ先

宮崎県最低賃金総合相談支援センター  
(宮崎県社会保険労務士会)

〒880-0878 宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル1F  
TEL 0985 (60) 3876

## お問い合わせ・申請先

宮崎労働局労働基準部賃金室

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階  
☎ 0985(38)8836

厚生労働省ホームページアドレス……………<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイトアドレス……………<http://www.saiteichingin.info/>

